

しよく罪指導プログラム

対象

- 被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者（短期保護観察及び交通短期保護観察を受けている者を除く。）
- その他、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

目的

対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促す。

実施方法

保護観察官及び保護司による個別指導



内容

導入

保護観察開始当初の面接において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示する。

課題指導

次の課題を履行させ、保護観察官又は保護司が毎回課題の内容について実施対象者と話し合う。

第1課題 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。

第2課題 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。

第3課題 被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。

第4課題 具体的なしよく罪計画を策定させる。

しよく罪計画の実行に向けた指導